

重要事項説明書

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号 0467-81-3193

FAX 0467-40-5518

担当 平田 一 浩

※ご不明な点は、お気軽におたずねください。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所の指定番号および提供地域

介護保険指定番号 居宅介護支援（鎌倉市 1472102308 号）

事業所名	ハートケア鎌倉居宅介護支援センター
事業所の所在地	神奈川県鎌倉市笛田5-2-15 (併設サービス 住宅型有料)
介護保険指定番号	居宅介護支援（鎌倉市 指定 1472102308 号）
サービスを提供する地域	鎌倉市全域 市外一部

(2) 同事業所の職員体制

	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名		事業所の職員・業務の管理
介護支援専門員	4名以上（1名は 管理者と兼務）	1名	居宅介護支援業務

(3) 営業時間

◎月～金曜日 午前8時30分～午後5時00分

◎休業日 土曜日、日曜日、年末年始（12/30～1/3）

当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 運営方針

- ・利用者の特性と能力に応じ自立した生活ができるよう居宅サービス計画を作成します
- ・利用者の選択を尊重し利用者本位のサービス提供を心がけます
- ・十分な説明と同意に基づいたサービス提供を心がけます
- ・公正中立なサービス提供に努めます
- ・さまざまなニーズに応じ総合的なサービスが提供できるよう関係機関との綿密な連携を図ります

(2) 居宅介護支援の実施概要等

- ・居宅サービス計画にあたっての訪問、状況把握
- ・居宅サービス計画の作成、説明、同意、交付、モニタリング
- ・給付管理業務
- ・サービス担当者会議の開催、連絡調整
- ・認定申請の援助
- ・介護保険施設等の紹介

当医療法人の概要

- 法人名 医療法人 光陽会 ●理事長 篠崎 仁史
- 法人所在地 横浜市磯子区磯子2-20-45
- 電話番号 (045) 752-1212 ●設立年月日 昭和46年6月18日

※定款の目的に定めた介護保険関連事業

介護老人保健施設・訪問看護事業所・訪問介護事業所・居宅介護支援事業所

認知症対応型共同生活介護・看護小規模多機能型居宅介護・住宅型有料老人ホーム

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れ等

利用申込



重要事項の説明



契約

サービス計画の作成

状況の把握	利用者本人や家族に面接し、抱えている問題点や解決すべき課題を分析します。 施設への入所を希望する場合には施設を紹介します。
-------	--



計画の原案作成	サービス事業者に関する情報が提供され、利用者が事業者を選びます。
---------	----------------------------------



サービス担当者との連携・調整	サービス担当者会議を開催し、サービスの担当者や利用者本人・家族も参加し、意見交換等を行います。
----------------	---



介護サービス計画の作成	ケアプランを作成し、介護サービスの目標、サービスの種類・内容など、サービスを受ける利用者の希望や心身の状態をよく考慮して作ります。（毎月モニタリングで1回は訪問します）
-------------	--



利用者の同意	計画の内容が利用者の希望に沿っているか確認します。 利用者への説明・同意・交付
--------	--



サービス開始	1割・2割・3割負担でサービスの利用が開始となります。
--------	-----------------------------

利用料金（居宅介護支援利用料）

※居宅介護支援について、**ご利用者の支払いはありません**。ただ、介護保険料の滞納により支払方法の変更となっている方については支払いが生じます。

事業所は、申請支援、居宅介護サービス計画作成等指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はありません。

交通費

サービスを提供する地域にお住まいの方の交通費はいただきません。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。

※通常の事業の実施地域以外からの利用者の要請があったときは、指定居宅介護支援を行う場合に要した交通費については、自動車を使用した場合、実施地域を超えた地点から1キロ50円とし、事前に利用者の同意を得てから実費の支払いを利用者から受けることができる。

解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、解約料はいただきません。

サービスの利用方法

サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。

当事業所職員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

サービスの終了

- ① 利用者のご都合 ⇒ お申し出下さればいつでも解約できます。
- ② 当事業所の都合 ⇒ 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。
- ③ 自動終了 ⇒ (ア) 利用者が介護保険施設等に入所した場合
次の場合は、双方の通知
入院が長期になり退院する見込みがない方
がなくても自動的にサー
(イ) 介護保険給付でサービスを受けていた利用者
ビスを終了します
の要介護認定区分が、非該当（自立）、要支
援1、要支援2と認定された場合
(ウ) 利用者がお亡くなりになった場合
- ④ 利用者やご家族の ⇒ 利用者やご家族などが当事業所または介護支援専門
背信行為 員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を
行った場合は、文書で通知することにより、即座に
サービスを終了させていただく場合があります。

緊急時の対応について（契約書第13条）参照

訪問中に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医、または歯科医、家族等に連絡を取る等必要な措置を講じます。

※ 病院時に入院した際にケアマネの氏名及び事業所の連絡先をお伝え下さい。

個人情報の保護について（契約書第14条）参照

1. 事業所は、利用者及び家族の個人情報の管理について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を守って適切な取り扱いを行います。
2. 事業者が知り得た利用者及び家族の個人情報については、原則的にサービス調整等の目的以外には利用しません。
3. 外部への情報提供については必要に応じて利用者及び家族又はその代理人の了承を得ます。

秘密保持について（契約書第15条）参照

1. 事業者の介護支援専門員および事業者の使用するものは、サービス提供をする上で知り得た利用者および家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
2. 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
3. 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

事故発生時の対応について（契約書第17条）参照

1. 事故が発生した場合は、利用者に対し、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じるとともに、速やかに家族等及び関係諸機関に事故発生状況及び今後の対応等について報告いたします。
2. 事故等により要介護認定に影響する可能性のある場合には市町村（保険者）に事故の概要を報告いたします。
3. 事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。
4. 事業者は、自己の責任に帰すべき理由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。
 - ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
 - ② 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、また不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が生じた場合。
 - ③ 契約者が急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

虐待に関する担当者 管理者：平田一浩

ハラスメント対策

- 1.事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- 2.利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

感染症や災害への対応策

感染症や災害の発生時に継続的にサービスを提供できる体制を構築するため、業務継続計を策定し、対応力の向上を図ります。

サービス内容に関する苦情（契約書 第16条）参照

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

担当 ハートケア鎌倉居宅介護支援センター
管理者 平田 一浩
電話番号 0467-81-3193
受付時間 月～金 8:30～17:00

当事業所以外に、市町村等の窓口にご相談や苦情を伝えることができます。

●鎌倉市役所 介護保険課 0467-61-3947

●神奈川県国民健康保険団体連合会
介護苦情相談課 045-329-3447

利用時間 平日 9:00～17時
土曜・日曜日・祝日・年末・年始休業日